

※詳しくは圖に問い合わせください。

市営住宅空家補充入居待機者を募集します

圖建築住宅課住宅管理係
☎ 63-1491

申込者については、抽選を行って入居順位を決定し、待機者として登録します。その後、空家が生じたとき、入居資格を充たした人に、入居順位に従って空家を紹介します。直ちに入居できるものではありません。ただし、高齢世帯者向け住宅は、当選者と補欠者2名だけを決定します。



▶中央区団地

- 募集住宅 中央区団地
- 間取り 【一般世帯向け住宅】 2LDK～3LDK（住宅によって異なります。） 【高齢者世帯向け住宅】 2LDK（1戸のみ）
- 入居資格 ※単身世帯の人は申し込みできません 【一般世帯向け住宅】 ①国税・地方税を滞納していない人 ②実際に、住宅に困っていることが明らかな人 ③荒尾市内に住み、申込者より同程度以上の収入か所得がある人を連帯保証人にできる人 ④申込者と同居者が暴力団員ではない人 ※他にも条件があります。詳しくは問い合わせください。

- 【高齢者世帯向け住宅】 上記の条件に加えて、60歳以上の人と、次のいづれかに該当する同居者のみからなる世帯
- ◎配偶者
- ◎18歳未満の人
- ◎身体障害者手帳（1～4級）を持っている人
- ◎精神障害者福祉手帳（1～3級）を持っている人
- ◎療育手帳（A1～B1）を持っている人
- ※一般世帯向け住宅にも申し込みできます。
- 家賃（入居者の収入に応じて決定） 【一般世帯向け住宅】 11,500円～50,500円

- 【高齢者世帯向け住宅】 22,300円～43,700円
- 入居の申し込み収入基準 一般階層…月額所得15万8,000円以下 裁量階層（中学生以下の子ども・障がい者がいる世帯、高齢者世帯など）…月額所得21万4,000円以下
- 入居説明会と申込用紙配布 ・日時 6月5日(水) 午前10時～ ・場所 文化センター 会議室
- 申込受付期間・場所 ・日時 6月6日(木)～13日(木) 午前9時～午後5時 ※土・日は除く。 ・場所 市役所2階 建築住宅課
- 入居順位抽選会 ・日時 6月21日(金) 午前10時～ ・場所 文化センター 会議室

◆「平成30年度空家補充（平成30年6月15日抽選）」で待機中の人申し込みできます。
◆北五反田団地・八幡台団地・桜山団地、新図団地の入居は、随時受け付けています。
◆詳しくは問い合わせください。

県営住宅補充入居待機者を募集します

圖熊本県営住宅管理センター
☎ 096-213-2711

県営住宅の明け渡しがあった場合の補充入居待機者を募集します。

- 募集案内書配布 5月20日(月)～6月11日(火) ※土・日は除く。
- 配布場所 ・熊本県営住宅管理センター（熊本市中央区水前寺6-5-19 1階） ・市役所建築住宅課

- 配布時間 午前9時～午後5時
- 申込期間 6月5日(水)～11日(火) ※土・日も受け付けます。
- 申込期間 申込書を熊本県営住宅管理センター持参（時間：午前9時～午後4時）か郵送 ※郵送するときは、案内書に付いている封筒を使い「特定記録郵便」で送ってください。6月11日(火)までの消印有効。

令和元年度 軽自動車税減免申請を受け付けます

圖税務課市民税係
☎ 63-1342

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの人で、下の表に当てはまる場合は、申請で軽自動車税が減免されます。

※車をローン販売で購入した場合は、所有者が自動車販売会社やローン会社でも減免の対象です。※事業用のものは除きます。 ※減免は障がいのある人1人につき1台（普通車（自動車税）を含む）に限ります。自動車税の減免申請は県北広域本部課税課（☎25-4124）へ問い合わせください。

- 申請期限 5月24日(金)
- ※申請期限を過ぎると受け付けできません。
- 申請場所 税務課市民税係

●表1 対象

手帳の種類	身体障害者手帳 (18歳未満の人) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳 (18歳以上の人) 戦傷病者手帳
軽自動車などの所有者	本人か 生計を一にする人	本人
運転者	生計を一にする人 (常時介護をする人が運転でも可)	本人か 生計を一にする人 (常時介護をする人が運転でも可)
障がいの範囲	表2をご覧ください	

- 必要なもの ①身体障害者手帳・療育手帳など ②印鑑（朱肉を使うもの）

普通自動車税の納付は5月31日(金)までに！

自 動車を所有している人（4月1日時点）へ、5月初めに自動車税の納税通知書を送っています。

- 納期限 5月31日(金)
- 納付場所 金融機関、コンビニエンスストア、熊本県各広域本部、各地域振興局（鹿本は山鹿市役所）、自動車税事務所

- ③運転する人の運転免許証（コピー可）
- ④車検証（車検のある車両のみ、コピー可）
- ⑤軽自動車税納税通知書（5月7日(火)発送予定）
- ⑥納税義務者のマイナンバーカードか通知カード
- ※障がいのある人だけの世帯で、常に介護をする人が運転する場合は、福祉事務所発行の「常時介護証明書」が必要です。
- ※障がいのある人が専ら利用するために車いすの昇降装置や固定装置または浴槽を装備した軽自動車などと、公益のために専用する軽自動車などは、申請により減免できる制度があります。詳しくは問い合わせください。

●表2 減免の対象となる障がいの範囲

障がい区分など	本人が運転	生計を一にする人が運転する場合
視覚障がい	1～4級の1	
聴覚障がい	2・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能障がい	3級※	×
上肢不自由	1～2級の2	
下肢不自由	1～6級	1～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～2級（一上肢を除く）
	移動機能	1～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障がい	1・3級	
肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3級	
療育手帳	A1・A2	
精神障害者保健福祉手帳	1級	
戦傷病者手帳	詳しくは問い合わせください	

※…喉頭摘出による音声機能障がいがある場合だけ。

※インターネットを利用したクレジットカードでの納付、スマートフォンでの納付もできます。

- 圖熊本県県北広域本部収納課 ☎ 0968-25-4115
- 圖熊本県自動車税事務所 ☎ 096-368-4020

